

「命と暮らしを救う集中対策期間」における対策の強化

令和3年8月30日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

I 趣旨

全県の1週間当たり新規陽性者数はここ数日減少の兆しを見せていますが、感染力の強さや重症化しやすさが指摘されているデルタ株が広がる中で、確保病床使用率は50%前後で高止まっており、予断を許さない状況が続いています。全国的な感染状況も一時期の爆発的な新規陽性者の増加には歯止めがかかりつつあるものの、重症者数は連日過去最多を更新するなど極めて深刻な状況が続いています。

そのため、新型コロナウイルスの感染拡大を徹底的に食い止める観点から、全県の「特別警報Ⅱ」を延長して9月12日までとするとともに、**9月3日から12日までを「命と暮らしを救う集中対策期間」として対策を強化**します。

なお、県内の最近の感染事例（県外往来、学校・部活（スポーツ）、会食、職場・家庭等）を踏まえ、一部の事業者に過度に負担をかけるのではなく、社会全体で少しずつ負担を分かち合い、県民の皆様のを広く結集して危機を乗り越えていくことを基本理念とします。

II 実施する対策

1 県民の皆様へのお願いの強化

期間中は、特に次の事項を要請します。

(1) 人と会う機会を普段の半分以下とするよう強く要請します

- ・ 大人数の集まりや人混みを避け、様々な集まりは中止又は延期を
- ・ 買い物は回数を減らし、少人数ですいている時間に
- ・ 職場では在宅勤務やテレワークの活用のほか、休暇取得の奨励を

(2) 自宅等も含め、普段会わない人との会食等は行わないよう強く要請します

- ・ 茶飲み話や普段会わない方との会食は控えて
- ・ 同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染対策の徹底が困難な場合には実施を控えて

(3) 県境をまたいだ移動は取りやめるよう強く要請します

- ・ 33都道府県に緊急事態措置やまん延防止等重点措置が適用されている全国の厳しい感染拡大状況に鑑み、旅行や帰省、出張など、期間中の県境をまたいだ移動は取りやめを
- ・ 通院や通学で移動が必要な方は、人混みを避けるなど感染防止対策の徹底を。また、通勤が必要な方は、テレワーク活用の検討を

(4) 会話の際はマスクを着用し、室内・車内の換気を徹底するよう強く要請します

- ・ 会話の際は、鼻まで覆った隙間ないマスク着用の徹底を
- ・ マスクをしていても、人との距離は最低1メートルの確保を
- ・ 屋内では30分に一回以上、数分間程度窓を全開にするなど十分な換気を

(5) 体調が悪い時にはすぐに医療機関に相談するよう強く要請します

- ・ 体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）は、外出せず、速やかに医療機関に相談を

2 公共施設の休止等

博物館、美術館、文化ホール、運動施設など県が管理する多くの人が集まる施設について、期間中は別表のとおり原則として休止とします。

3 イベントの中止又は延期の要請強化

イベントについては、すでにまん延防止等重点措置と同等の厳しい開催基準で対応していますが、期間中は次の取組を実施します。

(1) イベントの中止又は延期を強く呼びかけます

大勢の人が集まる機会を減らす観点から、県民・事業者の皆様にも、この時期のイベントはできるだけ中止又は延期するよう強く呼びかけます。

(2) イベントの中止又は延期に伴う費用を支援します

一定の要件に該当するイベントについて、開催の中止又は延期に伴う費用を支援します。

4 旅行者への対応

緊急事態宣言の発出により多くの都道府県から県境をまたぐ移動の自粛が要請されているため、観光関連事業者に対し、期間中の積極的な誘客を控えるよう要請します。

また、宿泊予約を延期した旅行者に対して、次回宿泊時に割引を実施します。

5 スポーツ活動における対策の徹底

スポーツ活動での感染事例が確認されていることから、期間中のスポーツ大会等については、できるだけ延期や中止を検討いただくとともに、原則、練習等を控えていただくよう、公益財団法人長野県スポーツ協会を通じて、加盟団体へ周知します。

6 学校・保育所等における対策の徹底

子ども若者の感染事例が増加していることから、期間中は次の取組を実施します。

(1) 県立学校における取組

- ・ 各校の状況に応じて、対面授業とオンライン授業や自宅での課題学習を併用しながら、生徒同士の接触機会を低減します（特別支援学校を除く）。
- ・ 体験入学、学校見学、外部との交流授業などの学校行事については、原則実施しないこととします。
- ・ 部活動は、原則実施しないこととします。

ただし、公式大会出場予定者等は、傷害・事故防止、技能の維持の観点から最小限の活動は認めます。

なお、従来どおり、新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない場

合にあっては、登校できなかつた日数を「欠席日数」としては扱いません。

(2) 県立以外の学校における対策の徹底

市町村立及び私立の学校設置者の皆様には、県立学校の対応も参考に、感染拡大防止のための措置の検討をお願いします。

(3) 大学等における対策の徹底

大学等に対し、できるだけオンライン授業を活用するとともに、課外活動や会食等における感染防止対策について一層の注意喚起を行うよう依頼します。

(4) 保育所等における対策の徹底

リスクが高い活動や安全な実施が困難であると考えられる行事等の中止や延期、職員及び保護者への注意喚起など、より一層の感染防止対策の徹底を市町村等に対して依頼します。

7 職場や家庭等における対策の徹底

職場や家庭等においても次の対策を行うよう協力を要請します。

(1) 職場における対策の徹底

労働局作成の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」や日本産業衛生学会作成の「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル」を参考に、職場の感染防止対策を改めて点検・徹底するよう要請します。

(2) 家庭における対策の徹底等

陽性者の早期発見を図るため、市町村と連携し、抗原簡易キットを妊婦の方など希望する方に配布して自主検査を促します。

また、家の中で過ごす際は、定期的に室内を換気するなど、基本的な感染対策を徹底するよう要請します。

(3) 各種会合等の中止又は延期、オンライン化

普段会わない人との接触機会を減らすため、職場や地域における各種会議・会合等は、この時期はできるだけ中止又延期とすること、また、実施する必要がある場合はオンライン化を検討することを要請します。

(4) 県における率先実行

県機関においては、在宅勤務・テレワークや勤務時間の割振り等により、執務室内での従事職員数を概ね5割削減するほか、各種会合の中止・延期、会議のオンライン化等により人と接触する機会を削減します。

8 デルタ株と闘う県民共同宣言に基づく活動の拡大と浸透

(1) 「共同宣言」の周知と賛同団体等の拡大

宣言発出者と連携し、各組織のネットワークを活用して広く宣言の周知を行い、企業や団体からの賛同を募ります。

(2) デルタ株に対する正しい知識、感染防止対策に関する情報の共有

賛同いただいた企業や団体に対し、デルタ株の特性や感染状況等の情報、感染拡大期に実施すべき対策などを掲載した啓発ツールを提供し、一人ひとりの感染対策の強化を図ります。

9 徹底した広報

(1) SNS 等を使った広報

デルタ株により若年層でも「感染しやすくなっていること」、「重症化割合が増えていること」など、10代から20代の若者向けも含めた的確なメッセージをTwitterやLINEなどで発信し、感染対策の強化を促します。

(2) 街頭での呼びかけ

市町村と連携し、駅周辺などの人が集まる場所において、自らが感染しないよう、そして周囲の方を感染させないよう、感染リスクを最小化するための最善の行動をとるよう呼びかけを行います。

10 市町村への協力依頼

市町村に対して、その所管する公共施設等の実情を踏まえ、2、3及び5に関する県の取組を参考にして、同様の対応を検討するよう依頼します。

「命と暮らしを救う集中対策期間」(9/3~12)中の県有施設の休止

種類	県有施設	例外的に開館する場合など
ホール・貸館	ホクト文化ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・館主催事業は中止 ・貸館による催物については、主催者に延期・中止を要請。実施の場合は、劇場・音楽堂等における感染拡大予防ガイドライン等に基づき、感染防止対策を徹底。
	伊那文化会館	
	キッセイ文化ホール	
	佐久創造館	
	飯田創造館	
	男女共同参画センター	
美術館 博物館 等	長野県立美術館	
	長野県立歴史館	
学習施設等	県立長野図書館	貸出のみ実施
	林業総合センター 森林学習展示館	
	戸隠森林植物園及び学習館	
	山岳総合センター	
	動物愛護センター	相談業務は電話・メール・オンラインにより対応
	少年自然の家(阿南・望月)	
観光・レジャー施設等	自然保護センター(美ヶ原、乗鞍、霧ヶ峰、志賀高原)	
	南信州広域公園 オートキャンプ場	
	松本平広域公園 バーベキューピット	
	大平県民の森	
運動施設等	県営総合射撃場	
	飯田運動公園 野球場	日程変更できない競技大会のみ感染対策を厳格に行った上で実施
	飯田運動公園 弓道場	
	松本平広域公園 体育館	
	松本平広域公園 やまびこドーム	
	松本平広域公園 総合球技場(サンプロアルウィン)	日程変更できない競技大会・催物のみ感染対策を厳格に行った上で実施
	松本平広域公園 陸上競技場	日程変更できない競技大会のみ感染対策を厳格に行った上で実施
	長野県立武道館	日程変更できない競技大会・催物のみ感染対策を厳格に行った上で実施
	長野運動公園野球場	日程変更できない競技大会のみ感染対策を厳格に行った上で実施
	県営上田野球場	日程変更できない競技大会のみ感染対策を厳格に行った上で実施
	戸倉野外趣味活動センター	
	白馬ジャンプ競技場	日程変更できない競技大会・催物のみ感染対策を厳格に行った上で実施
その他	ジョブカフェ信州	オンライン・電話・メールによる相談に切替え、やむを得ない場合のみ対面対応
	障がい者福祉センター	
	聴覚障がい者情報センター	

(別表の参考)

公共施設の休止及びイベントの中止・延期の検討にあたっての基本的な考え方

○ 県有施設における考え方

- ・ 庁舎、学校、医療施設、福祉施設、試験研究機関については、業務上の必要性、各機関において十分な感染対策を講じていること等を踏まえ、休止としない。
- ・ 県民が基本的な生活を営む上で必要と認められる施設については、必要最小限の範囲での利用とする。(例：図書館は貸出のみ)
- ・ 上記以外の施設の利用については、原則休止とする。
なお、既に予約済みの者に対する施設の利用（イベントの開催等）については、現下の感染拡大状況及び今般の「集中対策期間」の位置づけについて十分説明の上、中止又は延期を強く呼びかけるものとする。
- ・ やむを得ない理由（例：日程変更できない競技大会など）により中止又は延期できないイベントについては、十分な感染防止策が講じられると判断した場合に限り、使用できるものとする。

○ 市町村の公共施設における対応

県有施設における考え方を参考に、各施設の実情等を踏まえ、次の感染拡大のリスクに関する事項を総合的に勘案の上、判断いただきますようお願いいたします。

- ・ 日常生活に必要なサービス（食料品販売、入浴など）を提供している施設か否か
- ・ 集まる人数
- ・ 広域的な人の移動を伴うか否か
- ・ 運動や会食等のマスクを外す場面が想定されるか否か
- ・ 密になりやすい環境か否か

(参考) 集中対策期間中の長野県の対策とまん延防止等重点措置との比較 (イメージ)

項目	長野県の対策	強弱	まん延防止等重点措置
外出	制限なし	<	不要不急の外出自粛
人との接触機会	半減	=	半減
飲食店	酒類提供禁止せず	<	酒類提供終日禁止
	(感染拡大が顕著な地域に限り) 酒類提供店のみ 20 時までの時短要請 (認証店は例外可)	<	20 時までの時短要請 (感染下降時のみ認証店は例外可)
飲食店以外の商業施設等	要請せず	<	20 時までの時短要請
イベント	できるだけ中止又は延期	>	5,000 人以下で、大声歓声あるものは 50%以内、大声歓声ないものは 100%以内
学校での対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校はできるだけオンライン活用、部活は原則中止 ・ 市町村立学校等へも同様の取組みの検討依頼 ・ 大学にもできるだけオンライン活用を依頼 	=	部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛
県立公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則休止 ・ 市町村にも同様の対応の検討依頼 	>	民間施設への要請内容に準拠
県外からの旅行	宿泊延期割で延期の検討を依頼	>	—

デルタ株を収束させるためのお願い

(9月3日~12日)

感染力が強いデルタ株による新型コロナウイルスの感染拡大を徹底的に食い止めるため、9月3日から12日までを

「命と暮らしを救う集中対策期間」とします。

県内の最近の感染事例(県外往来、学校・部活(スポーツ)、会食、職場・家庭等)を踏まえ、一部の事業者に過度に負担をかけるのではなく、少しずつ負担を分かち合い、**県民の皆様**の力を広く結集して危機を乗り越えたいと考えております。

どうかご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<期間中は、特に次の行動にご協力ください。>

- 1 大人数の集まりや人混みを避け、**人と会う機会を普段の半分以下**に。
- 2 自宅等も含め、**茶飲み話や普段会わない人との会食をしない**。
- 3 **県境をまたいだ移動(旅行、帰省、出張など)を取りやめる**。
- 4 会話の際は**マスクを着用**し、室内・車内の**換気を徹底**する。
- 5 体調が悪い時には、**すぐに医療機関に相談**する。
- 6 **ワクチンの接種について検討**し、**接種後も感染対策を徹底**する。

県外との往来等を行わなければならない方、ワクチン接種を受けられない方などもいらっしゃいます。

差別や誹謗中傷ではなく、「思いやり」と「支え合い」の心で、「ご自身と大切なご家族の命」を守り、「多くの方の命と暮らし」を救うための行動にご協力をお願いいたします。

令和3年8月30日 長野県知事 阿部 守一

なお、期間中は、長野県立美術館など県の公共施設は原則休止するとともに、市町村にも同様の対応の検討をお願いしています。ご不便をおかけしますが、何とぞご理解のほどお願い申し上げます。

2021年9月吉日

介護サービス事業者 様

長野県介護支援専門員協会
長野支部支部長 小林和也

研修会の開催について（お知らせ）

謹啓 初秋の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は長野県介護支援専門員協会長野支部へのご協力を頂きありがとうございます。

このたび、長野県介護支援専門員協会長野支部では、医療と看護の連携推進協議会と共催で地域連携に携わっている医療・介護の従事者に対し、WEB研修会を下記の通り開催することになりました。

つきましては、研修案内のポスターと申込用紙をお送りいたします。申込期間が短期間ですが、9月15日までに申し込みをお願いいたします。
ご多忙の所誠に恐縮ではございますが、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

- 1 日時 2021年10月15日（金曜日）（講演時間は14時～15時です）
※12時30分より参加開始 事前に通信テストを行います
- 2 研修方法 ZOOMによるWEB研修
- 3 テーマ 「新型コロナウイルス対策の最新情報
～医療・介護の現場における感染予防～」
講師 長野県立信州医療センター副院長
呼吸器・感染症内科部長 山崎善隆 先生
- 4 参加料 無料
- 4 参加者 地域連携に携わっている医療・介護の従事者

以上

<連絡先>

長野県介護支援専門員協会長野支部事務局
株式会社ケアネット長野サービスセンター
担当者 小池 輝昭
TEL：026-251-2708
FAX：026-251-2774
Mail: Koike.teruaki@f-carenet.com

研修申し込み用紙

「医療と介護の連携推進協議会」共催研修

研修内容 新型コロナウイルス対策の最新情報
～ 医療と介護の現場における感染予防 ～
研修日 2021年10月15日（金） 14:00 ～

事業所名		代表者 氏名	
連絡先TEL		連絡先FAX	
種別	医療 ・ 介護	参加総数	人
WEB申し込み	当日の連絡先	当日視聴するメールアドレス	
ふりがな ① 氏名		@	
ふりがな ② 氏名		@	
ふりがな ③ 氏名		@	
ふりがな ④ 氏名		@	

【留意事項】

当日12時30分より通信テストを行います。
必ずご連絡のつく連絡先のご記入をお願い致します。
あらかじめ登録したアドレスへ当日の参加情報を送ります。

こちらのQRコードからも
申し込みできます



FAX送付先 026-251-2774

株式会社ケアネット長野サービスセンター 小池輝昭

申し込み締め切り日 2021年9月15日（水）

適正なケアマネジメントとサービス担当者会議について

実地指導から見てきた「コロナ禍における居宅介護支援の課題」

居宅介護支援事業所の管理者は、事業所内で周知・徹底を図り、適正なケアマネジメントに御協力をお願いします。

1 要介護認定有効期間延長の特例措置が適用された被保険者のケアプランの変更について

(1) 課題

- ・ 特例措置が適用された被保険者の長期間にわたるケアプランの未変更

(2) 対応

- ・ 要介護認定有効期間の特例措置が適用された被保険者であっても、利用者の状態に変化が見られる場合は、一連のケアマネジメントが必要になる。長期間にわたり、利用者の状態に変化がないとは考えづらいため、必要に応じてケアプランを変更すること。

【令和2年4月15日号 長野市介護保険フレッシュ情報 号外】

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定有効期間の特例処置に該当する被保険者の取扱いについて**(居宅介護支援)**

長野市の「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）」の発出に伴い、ケアプランへの影響と取扱いについて、以下のとおり対応をお願いいたします。

なお、新たに発行される被保険者証は、認定有効期間の開始日が、当初の認定有効期間が満了した翌月の1日から6ヶ月の認定有効期間を設定し作成するため、新たな認定有効期間と認定日が付記されることとなりますが、認定有効期間の考え方は、当初の認定有効期間の開始日から6ヶ月延長後の満了日までを認定有効期間とみなします。

- (例) ①当初の認定有効期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日
 ②6ヶ月延長の認定有効期間 令和2年4月1日～令和2年9月30日
 ③特例措置による認定有効期間 平成31年4月1日～令和2年9月30日

【特例措置の取扱い】

- (1) 居宅介護支援事業所は、**特例措置が適用された利用者**に限り、**利用者の状態に大きな変化が見られずケアプランに変更がない場合は、一連のケアマネジメントは不要です。**ただし、ケアプラン(第1表)の認定有効期間の満了日、及び(第2表)の目標期間満了日を必ず修正してください。

この場合、新たなケアプランの交付は不要であり、手書きの修正で差し支えありません。また、サービス事業所へ交付したケアプランは、サービス事業所側へ修正依頼を行うことで差し支えありません。

- (2) **特例措置が適用された利用者であっても、延長の時点でケアプランに変更が生じた場合は、通常のケアマネジメントの取扱いとなります。**

- (3) 認定有効期間の半数を超える短期入所生活介護について、上記例③の認定有効期間の半数を超えた場合に、市へ確認書の提出が必要となります。

- (4) 軽度者の例外規定に該当する福祉用具貸与を利用している場合、又は市の承認を受けて例外規定の福祉用具貸与を利用している場合は、承認期間は上記例③の認定有効期間が適用されます。後者の場合は、改めて承認通知を発行します。

- (5) 国保連合会へ提出する給付管理票については、上記例②の新たな認定有効期間と認定日を入力したデータを作成し、提出してください。上記例③の特例措置の期間に書き換えて提出しないようご注意ください。

2 サービス担当者会議について

(1) 課題

- ・ ケアプラン原案未送付の照会によるサービス担当者会議
- ・ サービス担当者会議内容のケアチーム内での情報未共有

(2) 対応

- ① ケアプラン原案未送付の照会によるサービス担当者会議は、サービス担当者会議とは言えない。照会によりサービス担当者会議を開催する場合は、ケアプラン原案を担当者に交付の上で、専門的な見地からの意見を求め、「第4表サービス担当者会議の要点」に記録すること。

なお、やむを得ない事情で担当者会議にケアプラン原案を提示できない場合は、ケアプラン原案の開始月中に交付し、必ず専門的な見地からの意見を求めること。これについて、新たにサービス担当者会議の要点を記録し、当初の担当者会議の要点と合わせて保管すること。

- ② 照会によるサービス担当者会議を開催する場合にも、緊密に相互の情報交換を行う必要があるため、ケアマネジャーは「第4表サービス担当者会議の要点」の写しを担当者に提供し、情報共有を図ること。

なお、照会で開催する場合は、面談開催よりも情報交換が難しくなるため、より丁寧に行うこと。

- ③ 上記①、②を実施していない場合は、運営基準減算に該当するものとする。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

第13条第9号 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
ただし、利用者の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

介護保険最新情報 vol. 773 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第3報)

問9 居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取扱いが可能か。

(答) 感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。

【令和2年2月28日号 長野市介護保険フレッシュ情報 号外】

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所（サービス担当者会議の開催）の臨時的な取扱いについて

今般の新型コロナウイルスの感染防止の対応のため、居宅介護支援事業所において、サービス担当者会議の開催について召集を自粛するといった対応も想定されるため、この場合の居宅介護支援事業所においては、以下の対応をお願いいたします。

（臨時的な対応）

1. 居宅介護支援事業所の感染防止の対応に沿った実施で差し支えない。

ただし、サービス担当者会議の開催には、利用者及びその家族の参加が基本であるため、居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーは、ケアプランの原案について、事前に利用者やその家族の意見等を聴取した上で、サービス担当者等の意見と調整を図ること。

2. ケアプラン原案に位置付けたサービス担当者に対する照会等により意見を求める場合は、緊密に相互の情報交換を行い、利用者の状況等についての情報やケアプラン原案の内容について、専門的見地からの意見を求める調整を図ること。

3. 主治医の意見を必要とする場合には、利用者又はその家族から同意を得た上で、医療との連携票等で医療面からの専門的な意見を求め、関係者間で共有し、ケアプランに反映させること。

4. 照会等で実施したサービス担当者会議の場合には、サービス担当者会議の要点（第4表）にまとめ、照会等が別にある場合は第4表に添付し保管すること。

5. 上記の経過を経て、ケアプランの内容が確定したケアプランについて、利用者又はその家族から同意を得ること。

※ 同意を求める場合の方法として、感染防止の観点から自宅への訪問を行わない場合は、郵送等が考えられるが、居宅介護支援事業所内で検討し、対応すること。

3 モニタリングについて

○やむを得ない事情により、利用者の居宅を訪問することができない場合

(1) 課題

- ・ モニタリングに必要なサービス提供事業所担当者への利用者の状況確認、ケアプランの進捗状況、目標達成度等の未聴取又は未確認
- ・ ケアマネジャーがサービス提供事業所担当者へ聴取や確認を行わず、サービス提供事業所担当者からケアマネジャーへ提供されるモニタリング記録のみを用いた、ケアマネジャーの評価を伴わないモニタリング

(2) 対応

- ① 個別に応じ、可能な限り、電話での確認等でサービス提供事業所担当者と情報共有や利用者の状況等の把握を必ず行い、「第5表 支援経過記録」又は「モニタリング評価表」へ詳細を記録すること。
- ② ケアマネジャーが利用者の情報を得ない場合やケアマネジャーの評価が伴わないモニタリングは、モニタリングを実施したとは言えないため、運営基準減算に該当するものとする。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について

3 (8) ⑭モニタリングの実施 (第 14 号)

介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、主治の医師、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、当該指定居宅サービス事業者等の担当者との連携により、モニタリングが行われている場合においても、特段の事情のない限り、少なくとも 1 月に 1 回は利用者の居宅で面接を行い、かつ、少なくとも 1 月に 1 回はモニタリングの結果を記録することが必要である。

また、「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。

さらに、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要である。

なお、基準第 29 条第 2 項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、2 年間保存しなければならない。

介護保険最新情報 vol. 779 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 4 報)

問 11 居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点から、令和 2 年 2 月 17 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」において示されたとおり、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、月 1 回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱いが可能か。

(答) 可能である。

【令和 2 年 2 月 28 日号 長野市介護保険フレッシュ情報 号外】

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援 (モニタリング) の臨時的な取扱いについて

今般の新型コロナウイルスへの対応のため、長野市内の有料老人ホーム、介護保険施設や病院等において、入居者等との面会を禁止する等の措置がとられる対応が一部の施設で実施されています。このため、有料老人ホーム等に居住している利用者に対して、居宅介護支援事業所のケアマネジャーによるモニタリング訪問が実施できないといった状況が想定されるため、以下の対応をお願いいたします。

(臨時的な対応)

1. 居宅介護支援事業所は、今般の新型コロナウイルス感染症の対応に限り、面会を禁止する有料老人ホーム等の入居者に対し、個別に応じ、可能な限り、電話での確認等でサービス提供事業所担当者等と情報共有し、利用者の状況等を把握した上で、モニタリング評価を行う対応で差し支えない。

なお、情報収集で把握した内容について、支援経過 (又はモニタリング評価表) に詳細を記録すること。

2. 面会の禁止期間が長期化する場合も考えられるため、居宅介護支援事業所は、利用者の状況把握のため、できる限りサービス提供事業所等との情報共有を頻繁に行うように努めること。
3. この場合の利用者への訪問ができない事情が、ケアマネジャーに起因するものではないため、「特段の事情」に当たるとし、減算は行わない。

今後の感染症の状況に応じて、対応方法が変わる場合も考えられます。その場合は、当該フレッシュ情報にてお知らせいたします。